

本学教員等の論文の二重投稿等に関する調査結果及び処分等について

<概要>

本学繊維学系教授（以下「A教授」という。）、本学大学院工芸科学研究科博士後期課程学生（以下「B学生」という。）及び本学修了生である大阪産業大学の講師（以下「C講師」という。）の計3名は、国際学会で発表した論文とほとんど同一の論文を日本の工学系学会誌に投稿し、掲載されたが、後日、学会は当該論文が二重投稿にあたるため掲載取消とすることを公表した。このことについて、本学では、学外者を含めた調査委員会を学内に設置し、詳細に調査を実施した。

この度、その調査結果及び教育研究評議会の審査結果を踏まえ、関係規則に基づき、関係者について処分を行ったので報告する。

1. 調査委員会の設置について

平成29年6月20日、学長は「研究活動の不正行為に関する調査委員会」を設置した。調査委員会は学外委員4名を含む7名で構成した。

委員長	森 肇	（京都工芸繊維大学理事（研究・産学連携・国際担当）・副学長）
委員	大谷 芳夫	（京都工芸繊維大学理事（教育・学生担当）・副学長）
	小原 仁実	（京都工芸繊維大学繊維学系 教授）
	岡田 明	（大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授）
	千原 國宏	（奈良先端科学技術大学院大学 名誉教授）
	中井 敏宏	（京都府公立大学法人 理事・事務総長）
	藤川 義人	（弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士）

2. 調査事項及び調査方法・手順

（1）調査事項

- a) 論文の二重投稿に関する事実の検証
- b) B学生に対するA教授の主任指導としての研究指導責任

（2）調査方法・手順

学会において、二重投稿にあたるため掲載取消となった論文（以下「二重投稿論文」という。）及びその著作権が侵害されていると判断された国際学会での発表論文（著作権は第三者に譲渡済み。以下「原論文」という。）等について書面調査を実施するとともに、これらの論文の著者であるA教授及びB学生に対する文書による照会並びに事情聴取を実施した。

- a) 調査委員会の開催回数：7回
- b) 本人への事情聴取：A教授 2回、B学生 1回

3. 調査結果

(1) 関与した者

a) A教授

A教授は、二重投稿論文の第2著者であり、その筆頭著者であるB学生の主任指導教員である。A教授は、当該論文の作成の過程には積極的に関わってはいなかったが、投稿の指示を行うとともに、投稿前には原論文と二重投稿論文ともその内容を確認しており、これらが同じ内容であることは認識していたものである。

A教授は、二重投稿に関する十分な確認等をせず、B学生に誤った論文作成の指導と投稿指示を行ったことが二重投稿を引き起こした原因である。

また、A教授は、論文の内容に関して、B学生に対して積極的にかつ直接指導すべき立場であるにもかかわらず、実際の研究指導は、A教授の元で学位を取得した学外のC講師に、ほぼ頼っていたという状況にあり、指導教員としての責任を果たしていない。

b) B学生

二重投稿論文及び原論文の筆頭著者ではあるが、実際にこれらの論文投稿を行ったのは、両方ともC講師である。

論文の基となった実験・解析を行ったのは、B学生及びC講師である。また、学会からの質問についても、B学生とC講師の間でメールにて議論されており、二つの論文が同じ内容であったことは、両名とも十分認識していた。しかしながら、B学生は、社会人入試で博士後期課程に入学し、正規の学部課程・博士前期課程を経てきておらず、また、入学前は研究に従事するような環境ではなかったことから、A教授の指導に従っていれば問題ないと理解していたことは容易に推測できる。

(2) 類似案件

予備調査委員会の段階で、類似の案件であるのではないかと指摘した論文について調査した結果、A教授等により論文の取り下げ申請が行われ、学会により取り消された論文が1報あったが、当該論文について学会は二重投稿とは判断していない。

4. 再発防止策

今回の発生要因は、A教授が二重投稿に関する十分な確認をせず、B学生に対して誤った論文作成の指導と投稿指示を行ったことにある。今回の事案を受け、A教授には直ちにe-Learningによる研究不正防止研修を受講させた。

また、全学的な対応として、国立大学法人京都工芸繊維大学における研究活動の不正防止計画（平成 28 年 3 月 16 日統括管理責任者裁定）に沿って、引き続き以下の研究不正の防止に関する教育や啓発を推進する。

- a) 本学教職員及び学生への研究倫理教育の徹底
- b) 学術マナー教育の実施
- c) 研究倫理研修体制の強化

上記に加え、新たに次の対策に取り組み、教職員の研究倫理のより一層の意識向上を図る。

- ・ e-Learning 等による研究不正防止研修の受講義務付けを関係規則に明記
- ・ 大学院生を主対象とした、修士・博士論文執筆前における論文執筆教育

5. 関係者に対する本学の措置

A 教授を停職 14 日の懲戒処分とした。

※ なお、大阪産業大学の調査結果等につきましては、こちらをご覧ください。

<http://www.osaka-sandai.ac.jp/news/15651.html>